

# 「大阪府行政オンラインシステム」

## 入カマニュアル

「給食施設の届出」、「栄養管理報告書」について

令和5年6月作成

大阪府守口保健所

# 目次

1. 「大阪府行政オンラインシステム」に新規登録して届出する方法……………1  
令和5年3月24日よりシステムが変更になったため、それ以前に登録された方は再度新規登録をしてください
2. すでに登録された方の給食施設の届出方法……………6
3. 保健所から申請内容に不備がある旨のメールが届いた場合……………12
4. 栄養管理報告書の提出方法……………17  
大阪府行政オンラインシステムへの登録がまだの場合は「1. 大阪府行政オンラインシステムに新規登録してから届出する方法」を参照し、新規登録を行ってから申請を行ってください

以前に「電子申請システム」に登録された方  
→**令和5年3月24日**よりシステムが変更になりました  
それ以前に登録されていた方は**新規登録**が必要です（1ページをご参照ください）

令和5年3月24日以降に「大阪府行政オンラインシステム」に登録された方  
→「すでに登録された方」は 6ページをご参照ください

# 1. 「大阪府行政オンラインシステム」に新規登録して届出する方法

○特定給食施設およびその他の給食施設の届出について

**特定給食施設**の届出の申請がしたい方 → 「ピピッとネット **給食**」

**その他の給食施設**の届出の申請がしたい方 → 「ピピッとネット **その他給食**」

大阪府ホームページ  
https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?...  
**大阪府ピピッとネット > 特定給食施設の開始・変更・休止 ...**  
大阪府 手続・催し総合案内(ピピッとネット) 特定給食施設の開始・変更・休止（廃止）の届出  
案内番号：0000-4049 概要 平成15年5月1日に施行された健康増進法第20条 ...

## 休止

大阪府 手続・催し総合案内(ピピッとネット) その他の給食施設の開始・変更・ ...

## 福祉

ホーム > ピピッとネットトップ > 申請・届出等のご案内 > 分類「福祉【高齢者・ ...

pref.osaka.lg.jp の検索結果のみを表示

「Google」や「Yahoo!JAPAN」などの検索エンジンで「ピピッとネット 給食」と検索したときに出てくる「大阪府ピピッとネット > 特定給食施設の開始・変更・休止...」をクリック



大阪府  
Osaka Prefectural Government

Google 提供 検索 ▶ ページの探し方 ▶ カテゴリーから探す ▶ 府庁の組織から探す  
文字サイズ: 縮小 標準 拡大

ホーム > ピピッとネットトップ > 申請・届出等のご案内 > 特定給食施設の開始・変更・休止（廃止）の届出 はじめての方へ | サイトマップ

申請・届出等のご案内

申請・届出等のご案内をさがす  
● 名称や案内番号でさがす  
検索  
● 申請・届出等  
● その他のお知らせ  
● 各種ご案内  
● お問合せ集 (FAQ)  
● 相談窓口  
● 公式施設  
● 府の組織・連絡先

**特定給食施設の開始・変更・休止（廃止）の届出** 案内番号：0000-4049

概要  
申請書類等  
特定給食施設各種届出様式 (Wordファイル、48KB)  
特定給食施設及びその他の給食施設の届出について (Wordファイル、28KB)  
記入要領 (Wordファイル、34KB)

申請の方法  
申請方法は、次の通りです。  
窓口持参 郵送 電子申請

電子申請  
**インターネット申込みはこちら**

申請の時期  
申請日は、開庁日（営業日）です。

窓口  
大阪府保健所企画調整課（参考リンク「大阪府保健所所在一覧」参照）

参考リンク  
[大阪府保健所所在一覧](#)

このページの作成所属  
[健康医療部](#) [健康推進室健康づくり課](#) [総務・歯科・栄養グループ](#) [印刷用ページを表示する](#)

お問合せ | ユニバーサルデザインについて | 個人情報の取り扱いについて | このサイトのご利用について

大阪府 (法人番号 4000020270008) 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話) 06-6941-0351  
咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話) 06-6941-0351 [大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2023 Osaka Prefecture, All rights reserved.

画面下の「インターネット申込みはこちら」をクリック



#### 4 届出書・報告書の問い合わせ及び提出先など

給食施設の所在地を所管する大阪府保健所の企画調整課をお願いします。

[大阪府保健所の所在地一覧はこちら](#)

「窓口持参」または、「郵送」「大阪府行政オンラインシステム」によりご提出ください。  
インターネットを利用する「大阪府行政オンラインシステム」から報告書等を提出する場合は、該当する項目の申請ページをクリック

特定給食施設に関する届出				
開始届出	変更届出	休止(廃止)届出		
その他の給食施設に関する届出				
開始届出	変更届出	休止(廃止)届出		
栄養管理の報告				
病院	介護保険施設	事業所 学校等	老人福祉 施設等	児童福祉施設 幼稚園等

【大阪府行政オンラインシステムについて】

利用者IDを取得いただくことにより、マイページから申請履歴を確認することが可能です。  
給食施設に関する届出については、届出内容を申請画面に直接入力いただくことにより、手続きをさせていただきます。  
なお、栄養管理の報告については、様式（栄養管理報告書）による提出をお願いしております。  
参考：[操作マニュアル\(外部サイト\)](#) [よくある質問\(外部サイト\)](#)

希望する項目をクリック

※「**その他の給食施設**」、「**特定給食施設**」の選択間違いが多くみられます！

食数からご自身の施設がどちらに当てはまるのか再度ご確認ください

**特定給食施設とは**

特定の者に対して**1回100食以上**または**1日250食以上**の食事を継続的に供給する施設

**その他の給食施設とは**

特定の者に対して**1回50食以上**または**1日100食以上**の食事を継続的に供給する施設

「ログイン」をクリック

利用者ID (メールアドレス) **必須**

パスワード **必須**

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[利用者の新規登録はこちら](#)

他のアカウントでログイン

GビズIDでログイン

初めて利用される方は「[利用者の新規登録はこちら](#)」をクリック

以前に「電子申請システム」に登録された方  
→**令和5年3月24日**よりシステムが変更になりました  
それ以前に登録されていた方は**新規登録**が必要です

令和5年3月24日以降に「大阪府行政オンラインシステム」に登録された方  
→「**すでに登録された方**」は**6ページ**をご参照ください



利用者の新規登録

利用者登録でもっと便利に。

1 手続きの申請をいつでも、どこからでも  
お手持ちのスマートフォンやパソコンを利用して、いつでも、どこからでも手続きの申請が行えます。

2 手続きの入力  
あなたの情報や過去の申請内容を入力に行えます。

「事業者として登録する」をクリック

個人として登録する  
個人として利用の方はこちらから。

事業者として登録する  
個人事業主（自営業など）もしくは法人としてご利用の方はこちら。

ホームに戻る



利用者の新規登録

1 利用規約の確認 2 メールアドレスの登録 3 利用者情報の入力 4 入力内容の確認 5 登録完了

利用規約の確認

6. 電子証明書の取得  
本システムでは、手続きの申請時に利用者が電子署名を付したとき、当該利用者が個人の場合は、地方公共団体情報システム機構、法人の場合はその種類に応じた認証局と情報を連携、取得します。  
(1) 地方公共団体情報システム機構  
(2) 株式会社NTTネオメイト  
(3) 株式会社帝国データバンク  
(4) 日本電子認証株式会社

7. 利用可能期間  
をさせていただきます。  
が既設、本システムにより利用者から受け付け  
き厳正に管理するものとし、別途利用者から本  
システムを利用して大阪府へ送信された個人情報

4. ログインID、パスワードの管理  
本システム利用にあたって、利用者が本システムに登録したメ  
（以下「ID」という。）、パスワードは利用者のデータ保護に不可欠なも  
のです。利用者は次の点に注意し、利用者本人の責任において密  
管理してください。大阪府は、本システムにより行われた申請について、本人より

利用規約に同意します

「利用規約を確認し、「利用規約に同意します」にチェックを入れ、

「利用者の登録を開始する」をクリック

利用者の登録を開始する

ホームに戻る



利用者の新規登録

1 利用規約の確認 2 メールアドレスの登録 3 利用者情報の入力 4 入力内容の確認 5 登録完了

メールアドレスの登録

入力いただいたメールアドレスは、今後ご利用いただく利用者IDとなります。  
メールアドレスの登録後、入力いただいたメールアドレスに本登録用の認証コ  
送付メールが設定されている場合は、メールが届かない場合があります。  
お手数ですが「@bot.pref.osaka.lg.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してく

「メールアドレス」を入力し、

メールアドレス

メールアドレス (確認)

登録する

「登録する」をクリック

ホームに戻る



利用者の新規登録

1 利用規約の確認 2 メールアドレスの登録

メールアドレスの登録完了

本登録用の認証コードを記載したメールを送信しました。  
メール受信後、30分以内に本登録画面で登録情報を入力してください。

認証コード 必須

認証コードを確認する

先ほど登録したメールアドレスに送られてくる「認証コード」を入力し、

「認証コードを確認する」をクリック



利用者の新規登録

1 利用規約の確認 2 メールアドレスの登録 3 利用者情報の入力 4 入力内容の確認 5 本登録の完了

利用者情報の入力（事業者）

利用者情報を入力してください。  
利用者情報を登録することで、手続きの入力や検索がかんたんになります。

入力内容を確認する

「利用者情報の入力（事業者）」画面で、「パスワード」「法人名/事業者名」「担当者名」「担当者名カナ」等を入力し、

「入力内容を確認する」をクリック

先ほど入力した内容が出てくるので、内容を確認し  
よければ「登録する」をクリック  
これで利用者登録は完了です



マイページ

お知らせ

重要なお知らせ

あなたへのお知らせ

手続き一覧（事業者向け）

登録した事業者名が表示されます

「手続き一覧(事業者向け)」をクリック



「その他の給食施設」

- ・開始届出
- ・休止(廃止)届出
- ・変更届出

「特定給食施設」

- ・開始届出
- ・休止(廃止)届出
- ・変更届出

が出てくるので、ご自身の施設区分を選択

※「その他の給食施設」、「特定給食施設」の選択間違いが多くみられます！

食数からご自身の施設がどちらに当てはまるのか再度ご確認ください

**特定給食施設とは**  
 特定の者に対して1回100食以上または1日250食以上の食事を継続的に供給する施設

**その他の給食施設とは**  
 特定の者に対して1回50食以上または1日100食以上の食事を継続的に供給する施設

続きの詳しい入力方法については  
**8ページ**にある「**入力の詳細について**」  
 をご覧ください

## 2. すでに登録された方の給食施設の届出方法

○特定給食施設およびその他の給食施設の届出について

**特定給食施設**の届出の申請がしたい方 → 「ピピッとネット **給食**」

**その他の給食施設**の届出の申請がしたい方 → 「ピピッとネット **その他給食**」

大阪府ホームページ  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/meriky/Detail.php?...>  
**大阪府ピピッとネット> 特定給食施設の開始・変更・休止 ...**  
 大阪府 手続・催し総合案内(ピピッとネット)特定給食施設の開始・変更・休止(廃止)の届出  
 案内番号: 0000-4049 概要 平成15年5月1日に施行された健康増進法第20条 ...

「Google」や「Yahoo!JAPAN」などの検索エンジンで「ピピッとネット 給食」と検索したときに出てくる「大阪府ピピッとネット> 特定給食施設の開始・変更・休止...」をクリック

**休止**  
 大阪府 手続・催し総合案内(ピピッとネット)その他の給食施設の開始・変更・...

**福祉**  
 ホーム>ピピッとネットトップ>申請・届出等のご案内>分類「福祉【高齢者・...

pref.osaka.lg.jp の検索結果のみを表示



大阪府  
Osaka Prefectural Government

Google 検索

ページの探し方 ▶ カテゴリーから探す ▶ 府庁の組織から探す

文字サイズ: 縮小 標準 拡大

ホーム > ピピッとネットトップ > 申請・届出等のご案内 > 特定給食施設の開始・変更・休止(廃止)の届出

はじめての方へ | サイトマップ

申請・届出等のご案内

申請・届出等の案内をさがす

名称や案内番号でさがす

検索

「案内番号でさがす」とは

分類でさがす

健康・福祉

- 健康・医療
- 福祉【高齢者・障がい者】
- 子育て・子ども・青少年

生活・環境

- 消費生活・食の安全
- 防災・防犯・安全
- 土地・住宅
- 環境・衛生・廃棄物・リサイクル

申請・届出等

- その他のお知らせ

各種ご案内

- お問合せ集 (FAQ)
- 相談窓口
- 公共施設
- 府の組織・連絡先

特定給食施設の開始・変更・休止(廃止)の届出

案内番号: 0000-4049

概要

平成15年5月1日に施行された健康増進法第20条第1項の規定により、特定給食施設(特定の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)を設置した者は、その事業の開始の日から一ヶ月以内に、大阪府知事(施設所在地の知事)に届け出る義務があります。また変更が生じたときは、健康増進法第20条第2項の規定により、変更の日から一ヶ月以内に、その旨を大阪府知事に届け出る義務、さらにその事業を休止し、又は廃止したときも同様に届け出る義務があります。

大阪府では健康増進法施行規則により定められた届出事項を記載する届出様式を大阪府健康増進法施行規則により定めています。該当する特定給食施設は、これらの様式を使用して施設の所在地を管轄する保健所に提出してください。

なお、「特定給食施設」以外の「その他の給食施設」については、大阪府特定給食施設等指導要綱において別途様式を定め、提出の協力を求めていますので、「その他の給食施設の開始・変更・休止(廃止)の届出」のページをご参照ください。

申請書類等

- 特定給食施設各種届出様式 (Wordファイル、48KB)
- 特定給食施設及びその他の給食施設の届出について (Wordファイル、28KB)
- 記入要領 (Wordファイル、34KB)

申請の方法

申請方法は、次の通りです。  
 窓口持参 郵送 電子申請

電子申請

インターネット申込みはこちら

申請の時期

申請日は、開庁日(営業日)です。

窓口

大阪府保健所企画調整課(参考リンク「大阪府保健所所在一覧」参照)

参考リンク

大阪府保健所所在一覧

このページの作成所属  
 健康政策部 健康推進室健康づくり課 総務・歯科・栄養グループ

印刷用ページを表示する

お問合わせ | ユニバーサルデザインについて | 個人情報取り扱いについて | このサイトのご利用について

大阪府  
 (法人番号 4000020270008) 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話) 06-6941-0351  
 欧州庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話) 06-6941-0351

大阪府庁への行き方▶

© Copyright 2003-2023 Osaka Prefecture, All rights reserved.

下のほうにある「インターネット申込みはこちら」をクリック





#### 4 届出書・報告書の問い合わせ及び提出先など

給食施設の所在地を所管する大阪府保健所の企画調整課をお願いします。

[大阪府保健所の所在地一覧はこちら](#)

「窓口持参」または、「郵送」「大阪府行政オンラインシステム」によりご提出ください。  
インターネットを利用する「大阪府行政オンラインシステム」から報告書等を提出する場合は、該当する項目の申請ページより

希望する項目をクリック  
**※「その他の給食施設」、「特定給食施設」の選択間違いが多くみられます！**  
食数からご自身の施設がどちらに当てはまるのが再度ご確認ください

特定給食施設に関する届出				
開始届出	変更届出	休止(廃止)届出		
その他の給食施設に関する届出				
開始届出	変更届出	休止(廃止)届出		
栄養管理の報告				
病院	介護保険施設	事業所学校等	老人福祉施設等	児童福祉施設幼稚園等

**特定給食施設とは**  
特定の者に対して **1回100食以上**または**1日250食以上**の食事を継続的に供給する施設

**その他の給食施設とは**  
特定の者に対して **1回50食以上**または**1日100食以上**の食事を継続的に供給する施設

【大阪府行政オンラインシステムについて】

利用者IDを取得いただくことにより、マイページから申請履歴を確認することが可能です。  
給食施設に関する届出については、届出内容を申請画面に直接入力いただくことにより、手続きをさせていただきます。  
なお、栄養管理の報告については、様式(栄養管理報告書)による提出をお願いしております。  
参考: [操作マニュアル\(外部サイト\)](#) [よくある質問\(外部サイト\)](#)



「ログイン」をクリック

ホーム 手続き一覧(個人向け) 手続き一覧(事業者向け) ヘルプ よくあるご質問 **ログイン** 新規登録

内容詳細

特定給食施設変更届出

概要  
健康増進法第20条第2項の規定により、特定給食施設を設置した者は、その届け出内容に変更が生じたときは、その変更の日から1カ月以内に届け出る義務があります。

問合せ窓口・提出先  
給食施設所在地を所管する大阪府保健所企画調整課  
[参考リンク](#)



利用者ID(メールアドレス) **必須**

パスワード **必須**

ログイン

「利用者ID(メールアドレス)」、  
「パスワード」を入力し、  
ログインをクリック

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[利用者の新規登録はこちら](#)

他のアカウントでログイン

GビズIDでログイン



事業者名が表示されます

内容詳細

### 特定給食施設変更届出

概要

健康増進法第20条第2項の規定により、特定給食施設を設置した者は、その届け出内容に変更が生じたときは、その変更の日から1カ月以内に届け出る義務があります。

受付終了日

随時受付

次へ進む

あとで申請する

「次へ進む」をクリック



## ～入力の詳細について～

健康医療部 守口保健所

クリックすると選択肢が出てくるので、「健康医療部 守口保健所」を選択し

「次へ進む」をクリック

健康医療部 守口保健所

次へ進む

保存してあとで申請する

戻る



# 申請内容の入力



## 特定給食施設変更届出

### 概要

健康増進法第26条第2項の規定により、特定給食施設を設置した者は、その届け出内容に変更が生じたときは、その変更の日から1カ月以内に届け出る義務があります。

### 届出内容

**届出者住所（郵便番号検索）** 必須

法人の場合は、主たる事務所の名称及び所在地

郵便番号（ハイフンなし）

住所を検索する

都道府県

市区町村

町名・番地・建物名・部屋番号

**各種届出は施設の代表者からの申請となるため、「届出者住所」は施設の代表者の情報を入力して下さい**

**届出者住所【主たる事務所の名称】**

法人の場合は、こちらをご記入ください。

**法人の場合は「届出者住所【主たる事務所の名称】」に法人名を入力して下さい**  
**例）〇〇法人△△会**

**届出者氏名**

法人の場合は、代表者の職名及び氏名

**「届出者氏名」は施設の代表者氏名を入力して下さい**  
**法人の場合は職名の入力もお願いします**  
**例）理事長 山田 花子**

**届出者氏名フリガナ** 必須

**「届出者氏名」は施設の代表者氏名を入力して下さい**  
**例）リジチョウヤマダハナコ**  
**（スペースを入れるとエラーになるので、スペースは入れずに入力して下さい）**

**届出者電話番号** 必須

法人の場合は、主たる事務所の電話番号  
例：0669410351  
例：09000000000  
※市外局番から入力してください。

**「届出者電話番号」は施設の代表電話番号を入力して下さい**  
**（法人の場合は法人の代表電話番号）**

**給食施設の名称** 必須

**給食施設の名称フリガナ** 必須

**必須項目の入力をお願いします**

**給食施設の所在地** 必須

郵便番号（ハイフンなし）

住所を検索する

都道府県

市区町村

町名・番地・建物名・部屋番号

変更年月日1 **必須**



カレンダーマークをクリックするとカレンダーが出てくるので、変更した日付をクリックする

変更項目1 **必須**

選択してください

「選択してください」をクリックし、変更項目を選択する

変更前1 **必須**

変更後1 **必須**

変更項目が複数ある場合は続けて変更項目2に入力をして下さい

項目に数字を入力する場合は全角で入力して下さい

#### 問合せ先

申請内容について、確認が必要な場合に連絡させていただきます。

担当者氏名 **必須**

例：浪速 次郎

姓

名

担当者部署 **必須**

例：総務部電子申請課

担当者電話番号 **必須**

例：0669410351

例：09000000000

※市外局番から入力してください。

担当者メールアドレス **必須**

例：account@\*\*\*\*\*.co.jp

※携帯電話・フリーメールアドレスは、ご遠慮ください。

メールアドレス

メールアドレス (確認)

問合せ先は入力を行っている方の情報を入力して下さい

次へ進む >

保存してあとで申請する

<

戻る

入力が完了したら「次へ進む」をクリック



## ～申請する前にもう一度ご確認ください～

- ① 「**特定給食施設**」と「**その他の給食施設**」の選択を間違えていませんか？
- ② 「**届出者住所**」、「**届出者氏名**」、「**届出者電話番号**」は**給食施設の代表者の情報**になっていますか？  
「届出者氏名」は法人の場合、**職名+代表者名**を入力して下さい。  
**例) 届出者氏名：理事長 山田 花子**
- ③ 「**届出者住所【主たる事務所の名称】**」は法人名になっていますか？  
**例) 〇〇法人△△会**



### 3. 申請内容に不備がある旨のメールが届いた場合

大阪府ホームページ  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/annaai/merikyoo/detail.php?...>

大阪府ピピッとネット> 特定給食施設の開始・変更・休止 ...

大阪府 手続・催し総合案内(ピピッとネット) 特定給食施設の開始・変更・休止(廃止)の届出  
 案内番号: 0000-4049 概要 平成15年5月1日に施行された健康増進法第20条 ...

**休止**  
 大阪府 手続・催し総合案内(ピピッとネット) その他の給食施設の開始・変更・ ...

**福祉**  
 ホーム> ピピッとネットトップ> 申請・届出等のご案内> 分類「福祉【高齢者・ ...

pref.osaka.lg.jp の検索結果のみを表示

「Google」や「Yahoo!JAPAN」などの検索エンジンで「ピピッとネット 給食」と検索したときに出てくる「大阪府ピピッとネット> 特定給食施設の開始・変更・休止...」をクリック

The screenshot shows the Osaka Prefecture website's navigation menu and a search result for '特定給食施設の開始・変更・休止(廃止)の届出' (Application for Special Feeding Facilities). The search results page includes a summary, application documents, and application methods. A callout box points to the 'インターネット申込みはこちら' (Apply online here) link under the '電子申請' (Electronic Application) section.

**特定給食施設の開始・変更・休止(廃止)の届出**  
 案内番号: 0000-4049

**概要**  
 平成15年5月1日に施行された健康増進法第20条第1項の規定により、特定給食施設(特定の者に対して継続的に1回10食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)を設置した者は、その事業の開始の日から一ヶ月以内に、大阪府知事(施設所在地の知事)に届け出る義務があります。また変更が生じたときは、健康増進法第20条第2項の規定により、変更の日から一ヶ月以内に、その旨を大阪府知事に届け出る義務、さらにその事業を休止し、又は廃止したときも同様に届け出る義務があります。

大阪府では健康増進法施行規則により定められた届出事項を記載する届出様式を大阪府健康増進法施行細則により定めています。該当する特定給食施設は、これらの様式を使用して施設の所在地を管轄する保健所に提出してください。

なお、「特定給食施設」以外の「その他の給食施設」については、大阪府特定給食施設等指導要綱において別途様式を定め、提出の協力を求めていますので、「その他の給食施設の開始・変更・休止(廃止)の届出」のページをご参照ください。

**申請書類等**  
[特定給食施設各種届出様式](#) (Wordファイル、48KB)  
[特定給食施設及びその他の給食施設の届出について](#) (Wordファイル、28KB)  
[記入要領](#) (Wordファイル、34KB)

**申請の方法**  
 申請方法は、次の通りです。  
 窓口持参 郵送 電子申請

**電子申請**  
[インターネット申込みはこちら](#)

**申請の時期**  
 申請日は、開庁日(営業日)です。

**窓口**  
 大阪府保健所企画調整課(参考リンク「大阪府保健所所在一覧」参照)

**参考リンク**  
[大阪府保健所所在一覧](#)

このページの作成所属  
[健康課](#) 健康推進室健康づくり課 総務・産科・栄養グループ

印刷用ページを表示する

お問い合わせ | ユニバーサルデザインについて | 個人情報の取り扱いについて | このサイトのご利用について

大阪府 (法人番号 4000020270008) 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話) 06-6941-0351  
 咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話) 06-6941-0351

大阪府への行き方

© Copyright 2003-2023 Osaka Prefecture, All rights reserved.

下のほうにある「インターネット申込みはこちら」をクリック

#### 4 届出書・報告書の問い合わせ及び届出先など

給食施設の所在地を所管する大阪府保健所の企画調整課をお願いします。

[大阪府保健所の所在地一覧はこちら](#)

「窓口持参」または、「郵送」「大阪府行政オンラインシステム」によりご提出ください。  
インターネットを利用する「大阪府行政オンラインシステム」から報告書等を提出する場合は、該当する項目の申請ページ

希望する項目をクリック

※「その他の給食施設」、「特定給食施設」の選択間違いが多くみられます！  
食数からご自身の施設がどちらに当てはまるのか再度ご確認ください

特定給食施設に関する届出				
開始届出	変更届出	休止(廃止)届出		

  

その他の給食施設に関する届出		
開始届出	変更届出	休止(廃止)届出

  

栄養管理の報告				
病院	介護保険施設	事業所学校等	老人福祉施設等	児童福祉施設幼稚園等

【大阪府行政オンラインシステムについて】

利用者IDを取得いただくことにより、マイページから申請履歴を確認することが可能です。  
給食施設に関する届出については、届出内容を申請画面に直接入力いただくことにより、手続きをさせていただきます。  
なお、栄養管理の報告については、様式（栄養管理報告書）による提出をお願いしております。  
参考：[操作マニュアル\(外部サイト\)](#) [よくある質問\(外部サイト\)](#)

「ログイン」をクリック

ホーム 手続き一覧 (個人向け) 手続き一覧 (事業者向け) ヘルプ よくあるご質問 **ログイン** 新規登録

### 内容詳細

#### 特定給食施設変更届出

**概要**  
健康増進法第20条第2項の規定により、特定給食施設を設置した者は、その届け出内容に変更が生じたときは、その変更の日から1カ月以内に届け出る義務があります。

**問合せ窓口・提出先**  
給食施設所在地を所管する大阪府保健所企画調整課  
[参考リンク](#)

利用者ID (メールアドレス) **必須**

パスワード **必須**

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[利用者の新規登録はこちら](#)

他のアカウントでログイン

GビズIDでログイン

「利用者ID(メールアドレス)」、  
「パスワード」を入力し、  
ログインをクリック





申請内容照会

申請状況

申請内容を修正してください

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

「差しし理由」の欄に修正依頼の理由が書かれているため、該当項目を確認する

基本情報

提出者氏名

修正してください

修正しなければいけない項目には赤字で「修正してください」と表示されます

申請内容を修正する

この申請を取上げる

戻る

「申請内容を修正する」をクリック



内容詳細

特定給食施設変更届出

次へ進む

戻る

「次へ進む」をクリック



手続きの申請先の選択

給食施設の所在地の保健所を選択してください

池田保健所（池田市、箕面市、豊能町、能勢町）  
 茨木保健所（茨木市、摂津市、島本町）  
 守口保健所（守口市、門真市）  
 四條緑保健所（大東市、四條畷市、交野市）  
 藤井寺保健所（松原市、柏原市、羽曳野市、藤原市）  
 高田林保健所（高田林市、河内長野市、大阪狭山郡）  
 和歌保健所（和歌山市、泉大津市、高石市、忠岡町）  
 岸和田保健所（岸和田市、貝塚市）  
 丹波村保健所（丹波村市、島本町、泉南町、泉佐野市、淡路町、岬町）

クリックすると選択肢が出てくるので、「健康医療部 守口保健所」を選択し

健康医療部 守口保健所

次へ進む

保存してあとで申請する

戻る

「次へ進む」をクリック



ホーム | 手続き一覧 (個人向け) | 手続き一覧 (事業者向け) | ヘルプ | よくあるご質問 | ログイン | ログアウト

## 申請内容の入力

特定給食施設設置変更届出

差戻し理由

差戻し理由が記載されています

届出者氏名 **要修正**

法人の場合は、代表者の職名及び氏名

修正が必要な箇所は「要修正」と表示されます  
差戻し理由に書かれている通りに修正をお願いします

次へ進む >

< 戻る



ホーム | 手続き一覧 (個人向け) | 手続き一覧 (事業者向け) | ヘルプ | よくあるご質問 | ログイン | ログアウト

## 申請内容の確認

特定給食施設設置変更届出

申請する

申請内容に誤りがないか再度確認し、よければ「申請する」をクリック

< 戻る



ホーム | 手続き一覧 (個人向け) | 手続き一覧 (事業者向け) | ヘルプ | よくあるご質問 | ログイン | ログアウト

## 申請の完了

特定給食施設設置変更届出

申し込み番号

000000

申し込み番号が表示されます  
印刷かメモをして保管しておいてください  
なお、「利用者の新規登録」で登録したメールアドレス (利用者 ID と同じもの) に申請が完了した旨 (手続き名、申込番号の記載あり) のメールが届きます

申請手順は以上です

< ホームに戻る

## 4. 栄養管理報告書の提出方法

「ピピッとネット 栄養」で検索

「Google」や「Yahoo!JAPAN」などの検索エンジンで「ピピッとネット 栄養」と検索したときに出てくる「大阪府ピピッとネット> 特定給食施設における栄養管理報告書」をクリック

大阪府ホームページ  
https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?... ▾

### 大阪府ピピッとネット> 特定給食施設における栄養管理報告

ウェブ 特定給食施設栄養管理報告書（事業所・学校等）（Excelファイル、35KB）. 特定給食施設  
栄養管理報告書（事業所・学校等）記入要領（Pdfファイル、694KB）. 特定給食...



The screenshot shows the Osaka Prefecture website with the following navigation path: ホーム > ピピッとネットトップ > 申請・届出等のご案内 > 特定給食施設における栄養管理報告. The page title is 「申請・届出等のご案内」. A search box on the left contains the text 「名称や案内番号でさがす」. The main content area is titled 「特定給食施設における栄養管理報告」 with the case number 「案内番号 : 0000-1393」. Below this, there is a section titled 「栄養管理報告の法的根拠と報告義務者」. The text below states: 「この報告は、健康増進法第21条、第22条、第24条第1項により、法第20条第1項に規定する特定給食施設の責」.

#### 電子申請

インターネット申込みはこちら

#### 申請の時期

申請日は、開庁日（営業日）です。

#### 特定給食施設の管理者

健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設の管理者が報告の対象となります。

#### 事前協議

事前協議は、不要です。

#### 代理申請

代理申請は、可能です。

#### 報告の窓口

大阪府保健所企画調整課（参考リンク「大阪府保健所所在一覧」参照）

このページの作成所属

健康広済部 健康増進室健康づくり課 総務・歯科・栄養グループ

印刷用ページを表示する

画面下の「インターネット申込みはこちら」をクリック



#### 4 届出書・報告書の問い合わせ及び提出先など

給食施設の所在地を所管する大阪府保健所の企画調整課をお願いします。

[大阪府保健所の所在地一覧はこちら](#)

「窓口持参」 または、「郵送」「大阪府行政オンラインシステム」によりご提出ください。  
インターネットを利用する「大阪府行政オンラインシステム」から報告書等を提出する場合は、該当する項目の申請ページより手続きをしてください。

##### 特定給食施設に関する届出

開始届出	変更届出	休止(廃止)届出
------	------	----------

##### その他の給食施設に関する届出

開始届出	変更届出	休止(廃止)届出
------	------	----------

ご自身の施設の種類をクリック

##### 栄養管理の報告

病院	介護保険施設	事業所 学校等	老人福祉 施設等	児童福祉施設 幼稚園等
----	--------	------------	-------------	----------------

【大阪府行政オンラインシステムについて】

利用者IDを取得いただくことにより、マイページから申請履歴を確認することが可能です。  
給食施設に関する届出については、届出内容を申請画面に直接入力いただくことにより、手続きをさせていただきます。  
なお、栄養管理の報告については、様式(栄養管理報告書)による届出をお願いします。  
参考：[操作マニュアル\(外部サイト\)](#) [よくある質問\(外部サイト\)](#)



ホーム

手続き一覧(個人向け) 手続き一覧(事業者向け) ヘルプ よくあるご質問 **ログイン** 新規登録

内容詳細

先ほど選択した施設の種類が表示されます

「ログイン」をクリック

栄養管理報告(病院)



ホーム

手続き一覧(個人向け) 手続き一覧(事業者向け) ヘルプ よくあるご質問 ○○○ さん ログアウト

内容詳細

事業者名が表示されます

栄養管理報告(病院)

申請書・資料

病院栄養管理報告書 [Excel形式: 85.0KB]

栄養管理報告書をダウンロードし、必要事項を記入の上、申請画面でアップロードしてください。

病院栄養管理報告書記入要領 [PDF形式: 139.9KB]

記入方法は、こちらをご確認ください。

栄養管理報告書の Excel 形式と記入要領が添付してあります

「○○(選択した施設の種類) 栄養管理報告書」をクリックすると、栄養管理報告書の Excel 形式がダウンロードされます。  
その Excel ファイルを一度デスクトップなどに保存し、記入要領を参考に入力を行ってください





